

WEBセミナー 2023年5月 特集

持続化補助金 セミナー 経営計画 作成のポイント



“持続化補助金とは?”ウイズコロナに向け、売上を拡大するためにかかる費用の一部が補助される国の補助金です。経営計画書作成や補助金申請のポイントを学び、販路開拓や新サービス導入による売上拡大を目指しましょう!

(収録:2023年4月21日武蔵野商工会議所)(公開期限:2024年4月30日)

※当補助金はお近くの商工会議所・商工会においても同じ事業が行われています。

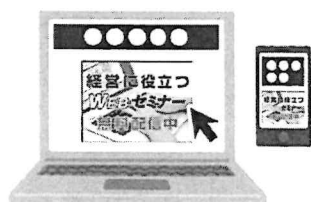
(こうさか りゅうた)
高坂 竜太
高坂診断士事務所 代表 中小企業診断士

WEBセミナーの視聴方法

使い方はとても簡単!すぐにご利用になれます

STEP 1

商工会・商工会議所の
HPよりWEBセミナー
サイトにアクセス



WEBセミナーの
バナーを選択します

STEP 2

ID・パスワードを
入力してログイン

ログインはこちら

ID: ○○○○
パスワード: △△△△

※ID・パスワードは商工会・
商工会議所にお問合せください

STEP 3

学びたいセミナーを
お選びください



※様々なジャンルで600タイトル
以上の豊富なセミナー

その他 700 タイトル以上を配信中

商工会のWEBセミナーを利用して経営に役立てよう

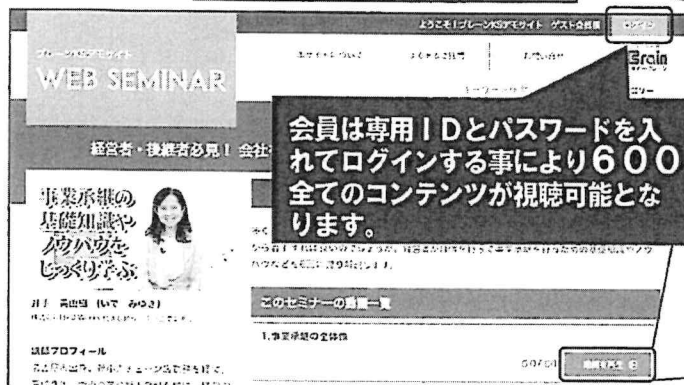
大垣市商工会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます

[http:// www.gifushoko.or.jp/oogakishi/](http://www.gifushoko.or.jp/oogakishi/)



商工会のホームページから

← こちらのバナーをクリック！



おすすめコンテンツ

**ウクライナ危機
その背景と国際的影響**

講師
廣應義塾大学総合政策学部 教授
廣瀬 陽子



ロシアがウクライナへの侵攻を開始してから1年が経過しました。国際政治学者で旧ソ連・ロシアの地威情勢を専門とする廣應義塾大学の廣瀬教授に、侵攻の背景や意図、今後想定される国際的な影響についてお話しいただきます。(公開期限：2023年4月30日)

おすすめコンテンツ

**インボイス制度と
電子帳簿保存法改正について**

講師
税理士
大岡 百合子



令和5年10月から導入される適格請求書等保存方式（インボイス制度）。一定事項が記載された請求書の保存が、消費税の仕入税額控除を受ける必要条件のひとつになります。本講座では電子帳簿保存法のポイントとインボイス制度への対応について解説します。

IDとパスワードは

ID：2025

パスワード：2025

※ ご視聴に必要なIDとパスワードになります

	セミナー名	講師名	時間		セミナー名	講師名	時間
一般経営	NEW 「融資関連支援策」の活用	川居 宗則	47分	研修・人材育成	NEW ビジネスマナー基礎講座	樋口 智香子	80分
	社労士が100年企業研究から語る 事業承継	八木 香苗	31分		NEW 経営者・管理者が 成果を出すための12の原理原則 (4)	片貝 竜也	7分
	「危機管理と事業承継の 最強モデル」徳川家康に学ぶ	岡田 晃	58分		芸能マネージャーが語る ハラスメント対策	川瀬 弘世	36分
労務	会社を護れ！ 様々な労働問題にズバリお答えします 【3. ハラスメント・労災について】	米澤 章吾	11分	健康 ラフスタイル	元大手高級有料老人ホーム 施設長が教える！ 介護で仕事を辞めない働き方	岩見 俊哉	70分
財務・経理 税務	NEW 経理の基本と実務セミナー	石川 和男	92分	政治・経済	SDGs 入門講座 ～親子でできる・家庭でできる SDGs ～	福田 多美子	45分
	インボイス制度の概要と 実務対応 電子帳簿保存法の改正ポイント	塩野 貴之	104分		地方創生に向けたSDGs 推進	影山 貴大	54分

※掲載講師やタイトルは変更になる場合がございます

お問い合わせ 赤坂支所 TEL:71-0294 墨俣支所 TEL:62-6283 上石津支所 TEL:45-2643

月間視聴ランキング BEST 2

1

インボイス制度と 電子帳簿保存法改正について

税務・財務・経理

税理士

大岡 百合子



令和5年10月から導入される適格請求書等保存方式（インボイス制度）。一定の事項が記載された請求書の保存が、消費税の仕入税額控除を受ける必要条件のひとつになります。本セミナーでは令和4年1月に改正された電子帳簿保存法のポイントと、インボイス制度への対応について解説いたします。

2

インボイス制度の概要と実務対応 電子帳簿保存法の改正ポイント

税務・財務・経理

税理士 社外参謀
キャッシュフローコーチ®

塩野 貴之



令和5年10月1日から導入されるインボイス制度。対応すべきことが多く、すぐに準備を始めることが望まれます。しかし、いつまでに何をすればいいのかわからない、疑問をお持ちの方がまだまだ多いのではないのでしょうか。失敗しないためのインボイス制度対応のポイントと、電子帳簿保存法改正の情報をお伝えします。

※ 2023年3月の再生回数を集計

おすすめセミナー

	タイトル	講師名	時間	内容
一般経営	NEW ビジネスTikTokで潜在顧客をファン化して売上アップする	菅野 弘達	29分	コロナ禍が2年以上続き、外出がたびたび制限されました。これによってデジタルコンテンツの消費が増加し、中でもスマホで気軽に見られるショート動画が視聴数を伸ばしています。本セミナーではTikTokをつかった動画戦略事例をもとに、集客や販促への活用方法を解説します。
	NEW 小さいお店でもデキる チリツモ節約術(コストダウン)	山口 香央里	65分	コストダウンと聞くと大企業や工場での取り組みであり、自分の店には関係ない……と思い込んでいませんか？ 実は気づいていないだけで、戦場には削減できる「無駄」が数多く隠れています。経費削減だけでなく人材が定着し個人情報漏えいリスクを回避できる、プロの節約術をご紹介します！
	「融資関連支援策」の活用	川居 宗則	47分	新型コロナウイルスの影響長期化や物価高など、多くの中小企業が引き続き厳しい状況にあるなか、2020年に始まった民間ゼロセロ融資の返済開始が迫ってきています。経営を続けるためにどのような選択肢があるのか？ 融資現場の裏側からみた、金融機関との上手な付き合い方を分かりやすくお伝えします。
研修・人材育成	NEW 経営者・管理者が成果を出すための 12の原理原則(5)	片貝 竜也	8分	数多くの研修を手掛ける講師。研修後に「成果を出せる人」と「成果を出せない人」がいます。その違いは、研修で学ぶスキル以外の部分、物事や状況に対する認識と対応の仕方という原理原則にありました。全12回でその原理原則をお伝えします。第5回は「質は量から作られる」です。
	ビジネスマナー基礎講座	樋口 智香子	80分	社会人としておさえおきたいビジネスマナー。美しい所作は、相手に好感を持たれるだけでなく、自分の心が整い仕事への集中力が高まります。言葉遣いや敬語のルール、訪問時のマナー、来客対応、電話対応など、社会人に欠かせない基本的所作をお伝えします。
	芸能マネージャーが語る ハラスメント対策	川瀬 弘世	36分	職場のトラブルの原因となることが多いハラスメント。放置すると信頼喪失や人材流出につながる可能性があります。特に、意図せずに周囲に不快感を与える言動もハラスメントと認識されるため注意が必要です。ハラスメントの種類と対策方法について、事例を交えてお伝えします。
健康	元大手高級有料老人ホーム 施設長が教える！ 介護で仕事を辞めない働き方	岩見 俊哉	70分	深刻化している高齢化社会の介護問題。現役世代にとっても、介護離職が原因で収入を絶たれるリスクがつまづきます。企業にとっても、介護を理由に優秀な人材を手放してしまうことは大きな損失です。仕事を辞めずに介護を続ける方法を具体的な事例を交えてお伝えします。
労務	人事労務 基礎講座	野澤 直子	98分	入社時に必要な書類とその目的は？ 試用期間についての適切な設定とは？ 労働時間についての原則や36協定とは？ 書類を記入する際の注意点を、実際の書類を見ながら解説します。従業員が入社する際の業務に向けて、人事労務の基礎を確認していきましょう。
法律	会社を護れ！ 様々な労働問題にズバリお答えします 【3. ハラスメント・労災について】	米澤 章吾	11分	労働問題（解雇・残業・セクハラ・パワハラなどのハラスメント）の企業側の弁護を担当する講師（労務管理のエキスパート）。セミナー時によく受ける質問に3回シリーズでお答えします。第3回目は「パワハラ」「セクハラと冤罪」「業務災害」など、ハラスメント・労災についての対応事例です。
税理・財務	経理の基本と実務セミナー	石川 和男	92分	新しく経理を担当される方へ、簿記の基本的な知識や経理実務の流れ、決算書の読み方についてわかりやすく説明します。すでに経理事務に携わっている方でも再確認がしやすい内容となっています。業務の概要をつかみ、今後の実務を円滑に進められるようになりたい方は必見です。
	会社のお金の悩み解決講座 第1回	仲光 和之	8分	経営の悩みの中でもお金に関するものは尽きることがありません。会社のお金の流れを見える化するツールを使って、経営者はもちろん全社員が会社のお金のことを理解して売上アップに取り組みする方法を4回に分けてお伝えします。
経政 政治	SDGs 入門講座～親子でできる・ 家庭でできる SDGs ～	福田 多美子	45分	企業に対して SDGs に関するコンサルティングを行っている講師。企業という立場から SDGs への取り組みを考えた時、自社の業種と SDGs で一体何ができるのか……どのようにアプローチすればいいのか……SDGs の取り組み方について企業だけでなく、家庭でもすぐに実践できるように解説いたします。

※掲載されているタイトルは、ご覧いただけるものの一部です

加入すると

お得な

小規模企業共済

得

ゆとりある老後のために自助努力。将来年金だけでは不安という方。

Q. 小規模企業共済に加入していますか？

裏面へ

A. 入っています

A. 入っていません

安心 安全

国がつくった経営者の退職金制度です。

こんな制度です…

- 昭和 40 年に「小規模企業共済法」に基づき発足して以来、順調に普及
- 加入者数は約 153 万人、運用資産は約 10.5 兆円 (R3.3 現在)
- 共済金支給額の平均は約 1,130 万円/人、支給総額は約 5,131 億円 (R2 年度実績)

加入対象者

制度に加入できる方は、個人事業主・共同経営者・会社等役員で、雇用されている従業員（正規雇用人）数によって判断されます。

小売・卸売・サービス業等
※ 旅館・娯楽業は除く

従業員

5人以下の企業



農林漁業・製造業・建設業
運送業・旅館業・娯楽業等

従業員

20人以下の企業



※ 従業員とは、個人事業主や会社役員、共同経営者(2人まで)及び家族従業員、パート従業員、アルバイト従業員などの臨時に期間を定めて雇い入れている者を除いた、正社員として雇用されている方を言います。

共済金A・Bの利回りは1.0%~1.5%

詳しくは裏面の「共済金の受け取り」をご覧ください

小規模企業共済の お得 ポイント

ポイント

1 掛金は、全額所得控除

掛金は月額1,000円から7万円の範囲(500円単位)で自由によべます。

払い込んだ掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として所得控除の対象となります。

(確定申告書の『小規模企業共済等掛金控除』にご記入ください)

所得から差し引	社会保険料控除	⑩							
	小規模企業共済等掛金控除	⑪							
	生命保険料控除	⑫							
	地震保険料控除	⑬							
	寡婦・寡夫控除	⑭					0	0	0
	勤労学生・障害者控除	⑮					0	0	0
	配偶者(特別)控除	⑯					0	0	0
	扶養控除	⑰					0	0	0

ポイント

2 受取時も 税制メリット

● 共済金は、廃業や退職時のほか、65歳以上で180か月以上掛金を納付した方も受け取ることができます。

● 受け取りは、「一括」「分割」「一括と分割の併用」がある一方税制のメリットがあります。

一括受取 → 退職所得扱い

分割受取 → 公的年金等の雑所得扱い

ポイント
3

資金に困ったら…

事業資金に困った場合、掛金納付月数により、掛金の7割~9割の範囲内で貸付制度がご利用できます。

一般貸付制度 → 貸付利率 年 1.5%

Q. 小規模企業共済に加入していますか？

裏面へ

A. 入っています

A. 入っていません



小規模企業共済のメリット（掛金の所得控除など）を
実感している皆様へ **お得な** 情報



共同経営者も加入できる！（個人事業主の方）

個人事業主1人のほかに、共同経営者は、条件を満たせば2人まで加入できます。
配偶者や後継者が該当する場合があります。

他の役員も加入できる！（法人役員の方）

現在、加入している役員のほか、商業・法人登記簿謄本（登記事項証明書）に役員として
登記があれば、会社等の役員として加入できます。



!!

掛金を、増額してみませんか？

- 制度改正により掛金の増額がしやすくなりました。
改正後、現金がなくてもお申込みができるようになりました。
さらに、掛金を減額する際の手続きが簡単になりました。
- 掛金増額で所得控除を増やす。
掛金の増額は500円単位で、掛金の上限7万円まで増額できます。
掛金全額が所得控除されます。

増額の手続き

- 必要なもの
- ①認印
 - ②掛金月額変更
(増額・減額) 申込書
- 下欄の「お問い合わせ」先で手続きできます。
詳しくはお問い合わせ下さい。

共済金の受け取り（満期・満額はありません。下表の共済事由が発生した時点で共済金をお受け取りできます。）

■共済事由

	A 共済事由	B 共済事由
個人事業主	◎ 個人事業の廃止 ◎ 個人事業主が配偶者又は子に 事業の全部譲渡など	◎ 老齢給付(180 か月以上掛金を 納付した 65 歳以上の方が請求)
共同経営者	◎ 個人事業主の廃業に伴う退任	◎ 老齢給付(同上)
会社等の役員	◎ 会社等の解散など	◎ 会社等役員の疾病・負傷・65 歳以上による退任 ◎ 会社等役員の死亡 ◎ 老齢給付(同上)

■掛金納付年数に応じた共済金受取額と利回り (掛金月額 1 万円の場合)

掛金納付年数	掛金合計額	共済金 A	共済金 B
10 年	1,200,000円	1,290,600円 (1.5%)	1,260,800円 (1.0%)
20 年	2,400,000円	2,786,400円 (1.5%)	2,658,800円 (1.0%)
30 年	3,600,000円	4,348,000円 (1.2%)	4,211,800円 (1.0%)

共済金 A・B について

- 共済事由が生じた時点で、掛金納付月数が 6 か月以上の場合にお受け取りいただけます。
(6 か月未満は、掛け捨てとなります)
- 共済事由が生じた時点で、掛金納付月数が 36 か月未満の場合は、掛金合計額と同額となります。
- 共済金 A の額は、概ね 25 年目までに共済事由が生じた場合は、掛金を約 1.5% の率で複利運用した元利合計額となり、概ね 25 年目以降 35 年目までの間に共済事由が生じた場合は 1.5% から 1.0% に向けて段階的に低下し、35 年目以降共済事由が生じた場合、概ね 1.0% に見合ったものとなります。
- 共済金 B の額は、掛金を「**予定利率**」と概ね同率の 1.0% の率で複利運用した元利合計額に見合ったものとなります。

※() は共済金の受取額に応じた利回り（複利運用した年利率）です。

※共済金 A・B の他に、準共済金・解約手当金があります。

※共済事由等の詳しい内容は、ホームページ等をご覧ください。

※「**予定利率**」は、経済情勢や金利水準等が大きく変化した場合には、将来
収支見通し等に基づく検討がなされ、変更される場合があります。

資料請求につきましては、中小機構ホームページもしくはお電話で承っています。

独立行政法人 **中小企業基盤整備機構**



ホームページはこちら

小規模共済

検索



050-5541-7171

または、お近くの商工会議所、商工会、金融機関の本支店等へ！

お問い合わせ・お申し込みは

大垣市商工会

大垣市昼飯町 1 1 3 番地 2

電話：0584-71-0294

fax：0584-71-1770